

震災資料をのこす

ー阪神・淡路大震災の経験から

佐々木和子

1、19 年前の震災資料

◇阪神・淡路大震災（1995 年）時の経験 = 多様な機関がそれぞれ収集（資料 1）

・二つの流れ

神戸大学附属図書館震災文庫 → 神戸大学附属図書館震災文庫

兵庫県震災資料事業 → 人と防災未来センター資料室

・共通点

多様な資料形態を収集＝「震災に関するモノは何でも」（モノ資料以外）

← 震災時の情報伝達手段：ビラ・ちらし・ミニコミ誌

大量の報告書の発行

情報伝達手段の多様化

インターネット登場時代の資料収集

・相違点

図書館と文書館的収集の発想の違い

→ 資料別／資料群別（所蔵者別）

非公開資料の受け入れ = 公開基準の作成が必要

*図書館と文書館

	図書館（Library）	文書館（Archives）
所蔵資料	図書、雑誌、CD など大量に印刷、刊行されたもの	公文書、古文書、文書など存在が唯一のもの（図書・雑誌等作成のために未加工・未分析資料を含む）
資料配置	開架式	閉架式
分類	主題分類、日本十進分類、Dublin Core	出所原則、原秩序尊重原則、ISAD(G)
公開範囲	すべての所蔵資料は、利用のために公開	資料発生後一定期間を経過した資料（30 年原則）を公開利用
特別利用	なし	ある
利用形態	館外貸出	館内閲覧
専門職員	司書（ライブラリアン）	アーキビスト

小川千代子『アーカイブを学ぶ』（2007 年）参照

2、のこす資料は何か

◇震災資料所在調査（兵庫県大規模資料調査、2000年6月～2002年3月）

○調査先区分

個人（避難所、仮設住宅、復興公営住宅関係者を除く）／復興公営住宅／
ボランティア・支援団体・宗教団体等／まちづくり協議会・コミュニティ組織／
事業所（企業）／労働組合・任意団体／教育・研究機関（保育所を含む）／マスメディア
／行政・外郭団体／避難所（自治会を含む）／仮設住宅（自治会を含む）／その他

○内容

・引継ノート、名簿、自治会関係、行政からの資料、ちらし、ミニコミ誌、ボランティア
ノート、体験記、作文、絵画、報告書、ボランティア会議資料、申請資料、要望資料など
・写真、ビデオなど

← 嘱託専門員＋ 阪神淡路大震災記念協会内部の研究会での議論

・1996年以降の震災資料収集事業の視点

被災者・所蔵者の意識 = “まだ” への対応 … 「調査事業」へ

・避難所→仮設住宅→復興公営住宅以外の被災者の視点

・資料利用側の立場から調査対象を検討

3、アーカイブとしての震災資料

◇公開を前提とした資料

「大震災の経験と教訓を後世に伝える貴重な資料であるため、原則として公開」

（「震災資料の公開に係る運用基準について」（人と防災未来センター・2004年9月施行）資料2

= 現代資料の公開基準を示唆

4、阪神・淡路大震災から東日本大震災へ

◇何をのこすか

地震発生直後／復旧への過程／復興への道

← 何を復興と考えるのか

何を検証したいと考えているのか ⇒ 研究的視点が必要

* 阪神・淡路大震災の例

・マンション建替え関係資料、県外避難者支援団体資料、まちづくり協議会団体資料

・『阪神・淡路大震災における住まいの再建：論説と資料』（阪神・淡路大震災記念人

と防災未来センター資料室編集）2013年

資料 1

1995 年	
1.17	午前 5 時 46 分、兵庫県南部地震発生
1.18	阪神大震災地元 NGO 救援連絡会議(ボランティアの調整ボランティア)
1.31	ボランティア団体(ボ):阪神大震災地元 NGO 救援連絡会議文化情報部(代表坂本勇)
2.13	(ボ):歴史資料保全情報ネットワーク(史料ネット)開設
3.27	(ボ):震災・活動記録室発足(地元NGO救援会議内)
4 月	図書館関係(図):震災記録を残すライブラリアン・ネットワーク(ライブラリアン・ネット)結成
4 月	(図): 神戸大学附属図書館震災文庫 、活動開始
4.28	(図):神戸市立図書館、震災関連図書コーナー開設
7 月	兵庫県(行政):復興計画策定(「震災と復興の資料・記録の収集と整理」)
7.17	(ボ)(図):坂本勇、震災文庫、ライブラリアン・ネット共催、「震災記録実務者研修会」
10.1	兵庫県(行政):兵庫県復興本部、阪神・淡路大震災に関する資料・記録の収集を開始、事業を(財)21 世紀ひょうご創造協会*1 に業務委託
10.30	(図):神戸大学附属図書館震災文庫、一般公開
11.3	(図):兵庫県立図書館、フェニックス・ライブラリー開設
1997 年	
1.17	(行政・ボ):人・街・ながた震災資料室開設
12.26	(行政):(財)阪神・淡路大震災記念協会*2設立
1998 年	
3.14	(ボ):震災・まちのアーカイブ設立(震災・活動記録室から)
4.1	行政):阪神・淡路大震災記念協会が 21 世紀ひょうご創造協会の収集事業を引き継ぐ
2000 年	
6 月	(行政):兵庫県が大規模震災資料所在調査実施(厚生労働省の緊急地域雇用交付金事業を活用(～2002 年 3 月))
2002年	
4 月	(行政):人と防災未来センター開館、資料室への資料移管
2003年	
2 月	(大学):第 1 回震災資料の保存活用に関する研究会(～現在)
2004年	
3 月	(行政):人と防災未来センター資料室、「震災資料の公開等に関する検討委員会」開催 (3 回) → 「震災資料の公開に係る運用基準について」2004 年 9 月
2010 年	
1 月	震災文庫・人と防災未来センター横断検索開始
	神戸市 震災関連行政文書整理に着手

震災資料の公開に係る運用基準について

1 趣 旨

震災資料は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を後世に伝える貴重な資料であり、利用者の知る権利に資する観点から、原則として公開するとの方針の下に、「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターにおける資料取扱いに関する要綱」第8条（公開の制限）の運用にあたっては、以下の基準（以下、「運用基準」という。）により判断するものとする。

2 基本方針

運用基準の設定にあたっては、知る権利と人格権との調和の観点から、震災資料の種類ごとに館内及びインターネットに分けてこれを行う。なお、ここでいう人格権とは、プライバシー権及び肖像権を指す。

3 運用基準

3-1 紙資料

紙資料については、当該資料が不特定かつ多数を対象とするものかそれ以外かに着目して運用基準を設定した。

(1) 館内公開

- ① 不特定かつ多数を対象とするもの（書籍・雑誌、新聞、行政の広報、チラシ・びら・張り紙、ミニコミ・ニューズレター・会報、冊子・文集）は公開可とする。
- ② ①以外（手紙・はがき、その他いずれの種類のにも該当しないもの）は条件付公開可とする。
- ③ 条件付公開可の資料についての公開可否の判断は、基本方針に照らしてこれを行う。

(2) インターネット公開

- ① 館内で公開可とされる資料は資料提供者がインターネット上での公開を可とし、かつ著作権者の承諾がある場合は、公開可とする。但し、冊子・文集についてはプライバシー情報がないものを対象とする。

なお、著作権者の承諾がない場合、インターネット上での画像公開対象から除外し、目録のみ公開する。

- ② 館内で条件付公開可とされる資料は、目録のみを公開する。但し、資料提供者が著作権者であり、資料提供者がインターネット上での公開を可とする場合については、人格権に問題が無いものに限り公開可とする。

3-2 写真資料

写真資料については、人格権に配慮しつつ、原則として公開するとの考え方に基づき運用基準を設定した。

(1) 館内公開

館内では原則として公開可とする。但し、人格権を侵害すると認められる場合を除く。

(2) インターネット公開

インターネット上では人格権に問題が無いものに限り公開可とする。

3-3 映像・音声資料

映像・音声資料については、資料提供者が著作権者でないものが多いため、原則として非公開とするとの考え方に基づき運用基準を設定した。

(1) 館内公開

館内では原則として目録のみを公開する。但し、資料提供者が著作権者である場合にについては、基本方針に照らして公開可とする。

(2) インターネット公開

インターネット上では館内と同様の取扱いとするが、より人格権に配慮してこれを行うものとする。

3-4 モノ資料

モノ資料については、プライバシー情報が含まれないものが多いため、原則として公開するとの考え方に基づき運用基準を設定した。

(1) 館内公開

館内では原則として公開可とする。

(2) インターネット公開

インターネット上では館内と同様の取扱いとする。

(施行日)

この運用基準は、平成16年9月1日から施行する。